令和4年度 第1回山陽小野田市総合教育会議

1 日 時 令和4年8月18日(木曜日)

14時00分開会 14時45分閉会

2 場 所 市役所 本館3階 第1委員会室

3 出席者 市 長 藤田 剛二

教育長 長谷川 裕

教育長職務代理者 砂川 功

教育委員 竹田 佳枝

教育委員 中村 眞也

4 欠席者 教育委員 末永 育恵

5 市長、教育長、教育委員及び傍聴人を除き、会議に出席した者の氏名

企画部長 和西 禎行

企画課主幹 池田 哲也

企画課係長 藤井 貴大

福祉部長 吉岡 忠司

福祉部次長兼子育て支援課長 長井 由美子

子育て支援課係長 西村 真愛

教育部長 藤山 雅之

教育総務課長 浅川 縁

学校教育課長 長友 義彦

学校教育課主幹 佐野 崇幸

- 6 傍聴人 0名
- 7 議事

- (1) 開会
- (2) 市長あいさつ
- (3) 議題ヤングケアラーについて
- (4) その他
- (5) 閉会
- 8 会議の議事の経過及び結果 次のとおり

14 時 00 分 開会

(1) 開会

和西企画部長 皆さんこんにちは。定刻になりましたので、ただいまから令和 4 年度第 1 回山陽小野田市総合教育会議を開催いたします。配付資料の 確認をさせていただきます。会議次第のほか、山陽小野田市におけるヤングケアラーについてという記載のある資料になります。それでは、会議の議長は運営要綱により市長となっております。御挨拶の後、この会議の議事録の署名をしていただける方 2 名を示していただき、引き続いて進行をお願いいたします。

(2) 市長あいさつ

藤田市長 皆さんこんにちは。本当にお忙しいところお集まりいただきありが とうございます。では最初に会議録の署名について指名をさせていただ きます。長谷川教育長、並びに砂川教育教職務代理者にお願いしたいと 思います。それでは本日は、議題が1件です。早速議事に入らさしてい ただきます。次第の3、議題でヤングケアラーの対応についてでござい ます。まず事務局より説明をお願いいたします。

(3) 議題

(1) ヤングケアラーについて

池田企画課主幹 企画課の池田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。 まず、ヤングケアラーにつきましては、今年の6月市議会定例会で、議

員さんのお一方から、一般質問があり、その中で総合教育会議において もテーマとして取上げてみてはどうかとの御提案をいただいたところで ございます。総合教育会議につきましては、地方教育行政の組織及び運 営に関する法律第1条の4において、協議する事項が定められており、 一つは「教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教 育学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずる施策」について、二つ 目が、「児童、生徒等の生命または身体に現に被害が生じ、又はまさに 被害が生ずる恐れがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずるべき 措置」とされております。近年、耳にする機会の多いこのヤングケアラ ーにつきましては、一つ目の教育を行うための諸条件の整備に関連する 事項に該当するとの考えであることから、このたび、総合教育会議にお ける議題として取上げさせていただきました。ヤングケアラーについて のイメージは皆様お持ちのことと思いますけれども、今後の協議を深め ていくに当たりまして、まずは共通の認識に立つ必要があると考えてお ります。本日は、ヤングケアラーに関する基本的な要件整理、それから 公的な資料に基づく現状の整理、加えて、それらを踏まえて本市におけ るヤングケアラーの実態の説明、最後に、国、県における今後の方向性 といった流れで御説明をさせていただき、皆様からの御質問、御意見を ちょうだいできればと考えております。どうぞよろしくお願いをいたし ます。それでは、早速ですけれども説明に入らせていただきます。それ では山陽小野田市におけるヤングケアラーについて御説明をさせていた だきます。1「ヤングケアラー」とは、でございます。ヤングケアラーと は、一般に本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話など日 常的に行っている子ども、18歳未満を言います。法律上の定義はござい ません。中央の図を御覧ください。こちらは厚生労働省のホームページ にヤングケアラーの対象となる事例が掲載をされておりましたので、資 料として掲載をしております。事例では障害や病気のある家族に代わり、 買物、料理、掃除、洗濯などの家事をしている子どもや家族にかわり幼 い兄弟の世話をしている子ども、また、障害や病気のある兄弟の世話や 見守りをしている子ども、目を話せない家族の見守りや声かけなどの気 遣いをしている子どもなど、10の事例が紹介をされております。このよ うな、年齢等に見合わない重い責任や負担を負うことで、本来なら享受 出来たはずの勉強に励む時間や部活に打ち込む時間、友人との他愛いな い時間など子どもとしての時間を引換えに家事や家族のお世話をしてい るケースがヤングケアラーといたしております。事例の内容が過度な負 担となった結果、本来の子どもとしての生活に支障が出てくることが問 題となることを御理解いただけたらと思います。続きまして、2 ページ を御覧ください。こちらは、2「ヤングケアラーの現状及び国、県の対応、 国の調査結果等より」の御説明をさせていただきます。令和2年度に厚 生労働省が次のとおりヤングケアラーの実態に関する調査を実施してお ります。調査の構成といたしましては、要体協へのアンケート調査です。 要体協とは、各自治体に設置された要保護児童対策地域協議会のことで、 本市では山陽小野田市子育て支援ネットワーク協議会となります。それ から、中学校、高校へのアンケート調査を行い、学校へのインタビュー 調査も含み、分析、考察を行っております。調査結果を一部抜粋して資 料として掲載をしております。要体協へのアンケート結果では、1741件 発送のうち、有効回答数が923件、回答率53%となっております。その 中で、ヤングケアラーという概念を認識しているのが 93.3%となってお り、問2のヤングケアラーと思われる子どもが1人以上いると回答した 自治体は、341団体となっており、その割合は36.9%となっております。 続きまして3ページを御覧ください。こちらは、中学校、高校へのアン ケート調査の結果でございます。中学校を抜粋して説明いたしますと、 1000 件発送いたしまして回答数が 754 件であり、問1のヤングケアラー という概念を認識しているかの質問では、聞いたことがあるも含めます と、73.2%の方が認識をしているという数字となっております。また、 問 2 のヤングケアラーと思われる子どもの有無では、中学校の 46.6%が ヤングケアラーと思われる子どもがいるという結果となっております。 自治体や学校においては、ヤングケアラーの概念は一定水準で認識され ているものの、その実態の把握や対応については、今後の検討課題と整 理をすることが出来ます。続きまして、国、県の対応窓口といたしまし

て、厚生労働省所管、文部科学省所管、法務省所管、山口県子ども家庭 課で御覧のとおり相談窓口を設置しており、いずれもヤングケアラーを 含む総合的な相談窓口として設置をされております。それでは最後に 4 ページになります。3「本市における、ヤングケアラーの実態について」 御説明をさせていただきます。現行の対応として福祉部関連、それから、 教育委員会の関連での取組につきまして各担当課から御説明を申し上げ ます。

- 長井福祉部次長兼子育て支援課長 子育て支援課の長井です。よろしくお願いいたします。本市では小野田駅の裏にありますスマイルキッズに家庭児童相談室を設けており、2名の家庭児童相談員がおります。そちらで、御家庭や子どもさんのいろいろな悩み事、困り事の相談を受けております。特にヤングケアラーの問題に対して特化していませんが、いろいろな相談を受ける中で、ヤングケアラーではないかという子どもの対応をしてきております。山陽小野田市子育て支援ネットワーク協議会も設置しており、こちらには主任児童委員や民生委員、警察署、医師会、幼稚園、保育園、それから小学校中学校と子どもたちに関わる方に、委員になっていただいております。その中で、特に配慮の必要な子どもたちである虐待を中心とした対応については、関連部署と協議しながら対応をしております。ヤングケアラーについては7月に行われました実態調査の結果も秋には県のほうから報告がありますので、結果を見ながら家庭児童相談や子育て支援ネットワーク協議会のほうで対応していくことになろうかと思っております。
- 長友学校教育課長 教育委員会関連につきまして学校教育課長友から報告いたします。学校教育課としましては現在、家族の世話等で学校生活に支障がある児童生徒という意味では、今のところ把握しておりません。市としてヤングケアラーに特化した調査等を行っているわけでありませんが、7月に山口県が小学校5年生以上に対して調査を行っており、その結果が10月中旬に発表されますので、その結果について注視しているところです。学校ではヤングケアラーに限らず、子どもたちの抱える様々な問題について、児童生徒と教員が信頼関係を築いていくとともに、児童生

徒の言動や態度について、日常的に注意を払っております。そうした上 で子どもたちに異常を感じると担任の教員だけでなく、関係する教員全 員で対応する体制を整えております。また、こうした児童生徒の観察だ けではわからない、隠れている問題等もあることから、週1回の生活ア ンケートを全校で実施しています。さらに、定期的に児童生徒と教員が 面談する機会として教育相談を行うとともに、普段元気がないとか、何 か最近落ちつきがないというような異常を感じたら、臨時に教育相談や ケース会議等を行います。そのほかにも、保護者が気軽に相談できるよ うに、保護者との連携も密にしているとこです。こうした中、心配な児 童生徒がいる場合につきましては、校内のケース会議を開き、今後の対 応について協議していきます。場合によっては、民生委員、スクールソ ーシャルワーカー、スクールカウンセラーなども出席を求め会議を開く こともあります。児童生徒の事案が重いような場合につきましては、子 育て支援ネットワークに要請をして、家庭児童相談室を初め、児童相談 所、市の関係機関、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラ 一などの専門家が集まり、情報共有し今後の対応方針等を決めていると ころです。学校としましては、ヤングケアラーにかかわらず子どもに関 する問題につきましては、以上のような体制を整え、児童生徒を支援し ております。

池田企画課主幹 それではまた、資料のほうに戻っていただきまして、4 今後における国、県の方針及び取組について御説明をさせていただきます。まず、国では令和5年4月に子ども家庭庁が創設されるところでありまして、今後の動きを注視しておく必要があると考えております。また、令和6年4月に、児童福祉法等の一部改正が行われる予定となっております。県では、令和4年7月に県内の小学校5年生から高校3年生までの全ての児童生徒に対して、ヤングケアラーの実態調査を実施し、その結果が10月から11月に公表される予定となっております。次回の総合教育会議におきましては、この公表結果を御提示させていただき、結果を踏まえた意見交換が行われればと考えております。

藤田市長 大きい流れの説明をいただきました。それで最後にあったのが、県

のアンケート調査結果が、10、11月ぐらい出るので、それを踏まえたより具体的なお話は、第2回目になるだろうということでございます。今日は、ヤングケアラーとは、というところから入っていただき、皆様方の何か御意見やお気づき等があれば、忌憚のない御意見をちょうだい出来たらと思っておりますので、どういう視点でも結構でございますので、御質問を含めてお願いしたいと思います。

長谷川教育長 一つ確認をさせてください。資料のヤングケアラーとはというところで、定義になるだろうということが書いてあります。1番上は何を根拠に出ているのですか。

池田企画課主幹 厚生労働省のホームページから持ってきたものでございます。 長谷川教育長 このヤングケアラーの捉えっていうのが、これから議論をして いくときに、1 番大事になる点だと思います。先ほど学校教育課長が本 市の子どもたちの実態について、生活アンケートを実施しており、学校 生活に支障が生じている子どもたちがいないという答えがありました。 それは、このヤングケアラーを拾い出すというアンケートではないです。 つまり学校生活に支障が出ているということを条件に、アンケート調査 を実施した。厚生労働省のヤングケアラーの定義の中には、そのことは 書いてないですが、学校生活に支障が出ているということはない。その 辺で先生方も、私たちも、どういった子どもたちをヤングケアラーとい うふうに呼ぶのかっていうことをしっかり押さえた上で議論や調査をし ていかないと難しいのだなということを思った。自分自身この結果から 思ったことは、ヤングケアラーは子どもたちの中に絶対いるのだという 認識が必要だと私は思っています。学校に必ずヤングケアラーはいると いう認識を学校の教員にもしっかりもってもらいたい。なぜかというと 今の社会の情勢を見たときに、平均寿命が伸びており、家庭の中にお年 寄りが増えている。それから、精神的に病んでいる方の数も増えており、 家庭の中に介護が必要な人たちも増えている。それを介助する過程を考 えたときに、共働きの家庭も増えている中で仕事と家庭を両立していか なくてはいけない。それから、1 人親世帯も多い。そのため介助が必要 な人たちの面倒を家庭の中で誰が見ているのかといったときに、やはり

子どもたちに負担がかかっているのではと考えられるため、ヤングケア ラーがある一定数いるということは明らかだろうというふうに思ってい ます。そういった立場でこれから議論を進めていく必要があると私自身 は考えている。

藤田市長 今教育長の御指摘はまさしくこの3ページ目に、アンケートの2番目で、ヤングケアラーと思われる子どもたちの有無を中学校において、46.6%がいると回答している。ヤングケアラーに該当する人がいると考えている学校が、約半分はあるという結果であり、隠れている人もいるかもしれないため、もっといるかもしれないというのが、ヤングケアラーの課題だと思っております。その定義のところをある程度共通認識を持っておかないとどこまでが課題であり、これは見過ごしでもいいのではないかとかといった議論が定まらない可能性もある。その辺りを我々も知る必要があるという中で一つ思ったのが、今回、山口県がアンケートとっており、どういうアンケート内容でヤングケアラーを抽出しようとしているのかを一つの基準として、判断材料になり得るのでアンケート内容が分かるようであれば、私たちも見せてもらったらどうかと思います。

長井福祉部次長兼子育て支援課長あります。

- 藤田市長 あるようなので、参考資料として皆様方に目を通してもらうことで、 具体的に分かる2回目の議論のときに、より深い議論ができる基礎資料 の一つになりますので、目を通していただければと思います。ほかで何 か御意見等ございますか。
- 中村教育委員 山陽小野田市子育て支援ネットワーク協議会の委員の方々って いうのは、どういう方々が参加されているのでしょうか。
- 長井福祉部次長兼子育て支援課長 協議会は、主任児童委員、民生児童委員協議会、母子保健推進協議会、人権擁護委員協議会、社会福祉協議会、警察署、医師会、幼稚園、保育園、小学校、中学校、それから児童館、児童クラブ、児童発達支援施設、児童養護施設、宇部児童相談所に加えて、市の関係課、市民活動推進課、障害福祉課、健康増進課、社会福祉課、学校教育課がメンバーになっております。

- 中村教育委員 例えばですね、民生委員さんの代表の方がそこに出席されてい るのか。
- 長井福祉部次長兼子育て支援課長 協議会の中にも、代表者会議、実務担当者会議、ケース検討会議と協議の場を持っております。代表者会議は、年に一度各団体の代表の方に集まっていただいく形の会議ですが、実務担当者会議は実際のケースに関係する方に、御出席いただいて、情報交換をしていただいております。
- 中村教育委員 地域でヤングケアラーを認識するには、一番地域に密着して活動されている民生委員、民生児童委員になります。民生児童委員の全ての方が、協議会に参加されているわけではない。各地域の代表の方が、状況を報告したり、情報共有されたりするのだろうと思います。私が今聞いたのは、各家庭の状況を把握するっていうのは、地域でも難しい。学校でも難しい。そういう状態がありながら、いかにヤングケアラーを把握するのかが大切です。どのような方法で実態を把握できるのだろうかと思うのですけど、子育て支援課の方々も、悩んでおられるのではないかと思っているのです。
- 長井福祉部次長兼子育て支援課長 中村教育委員がおっしゃられたように御家庭の1番デリケートな部分のため、どうやって拾い上げていくのかが問題です。実際福祉のいろんな事業がありますので、市の事業やサービスにつながっている御家庭は、いろんな方の目が入っていて、個々の御家庭はヤングケアラーじゃないのかなっていうのが、割と表に出やすい状況にあると思っております。そういった御家庭については少しずつ、状況が把握出来ているのかなと思うのですが、まだサービスにたどり着けていない御家庭で高齢の方のお世話をする人がいない、障害を持っていらっしゃる方のお世話をする方がいないなど、どうしても子どもたちに負担がいくような状況で、一役を担っている子どもたちがいるのかなと思っております。今度の秋の結果報告がどの程度の数字が市内で上がってくるのか私たちも全く想像が出来ていない状況ですので、今見えてきていない子どもたちをどうやって見つけていくかっていう方法は、これから煮詰めていかないといけないなと思っているところです。

藤田市長 ほかに何か御意見ありますか。

竹田教育委員 主任児童委員を20数年務めております。子育て支援課が説明さ れたように山陽小野田市子育て支援ネットワーク協議会では要保護家庭 の児童生徒、不登校の児童生徒、養育に問題がある未就園児などの問題 を関係機関と連携協力して支援してきました。ヤングケアラーについて の視点で問題になる事例は全くありませんでした。学校現場も当事者と して「ヤングケアラーって何」という状況だと思います。まずはヤング ケアラーの定義を共有して、正しい知識を子どもたちに知ってもらうこ とが大事だと思います。不登校の問題を探っていくと母親が病気を抱え ていて子どもに依存していて子どもを登校させることができない。なん とか、学校へと周りが動いても保護者として、その必要性はないと支援 を拒絶される場合もありました。そうした時に、その子どもを救う手立 てがないのが現実にあります。民生委員もやっと話の中で、ヤングケア ラーということについての認識や勉強会などが始まってきた状況にあり、 みんながこのことについて共通の理解を得て、そして周りが温かい目で そういう子どもたちを見守りながら、支援につながる人数は少ないと思 いますが、心のケアなどの仕組みを作ることによって少しは救えるので はないかと考えています。

藤田市長とどうもありがとうございました。

砂川教育長職務代理者 皆さんの御意見を聞きながら、感じたことはまずヤングケアラーは日本の社会を表している言葉だと思っています。皆さん方の御意見聞いるとヤングケアラーが悪いという方向で議論が進んでいる。ただ、私はこの高齢化と少子化の社会において、子どもたちが、家庭のお世話をすることは、すごくいいことをしていると思う。だから子どもを褒めてあげないといけない。家庭のお世話をすることが悪いと言われたら、かわいそうだなって気がいたします。だから、根本的に、それを悪いと決め付けるのではなく、今の日本の社会において、子どもの参加は必要だという認識をしないと、この子どもたちがかわいそうです。助けようという考え方なんかは、僕は必要ないと思います。大人がやればいい、そういう思いだったら、子どもたちがやる前に、大人がやりなさ

- い。今の大人たちは、離婚が多く、共働きも多い。このような大変な社 会の中において、こういう子どもたちが家庭のお世話をすることを善と とるか悪とするかになる。私は善を取りたいと思い聞いていました。
- 藤田市長 どうもありがとうございます。先ほど長い間、経験の豊富な竹田教育委員さんですら、ヤングケアラーという定義について、議論の場もなかったと、また、砂川教育長職務代理者がおっしゃるように、ヤングケアラーをどうとらえるのかっていうのが、やっぱり議論の最初にしっかり定めてこないといけない。また定義も定めておかないといけない。そういう、初歩の段階を今迎えているのだろうというふうに思っております。今日そういう基礎の意見も出ましたので、事務局側としてその辺りがしっかり整理をしてもらい、2回目がより具体的な議論になるように一定方向を定め、いい議論ができるような環境をつくってもらいたい。
- 竹田教育委員 砂川教育長職務代理者の悪いことばっかりじゃない本当に子どもたちの中で、当然受け止めて、頑張っている子どもたちも多いと思います。ただ、その中で、悲鳴をあげたいけどあげるところがない、助けてもらいたいわけではないけど、話を聞いてほしいとか、そういう本人がヤングケアラーとかそういう実態を気づかなければ、その助けを求めることも出来ないと思います。だから本当に大変なお子さんの場合は、話聞いてあげられるようなハードルの低い話ができる場みたいなものを、各関係機関がつながって、ここにきたらちょっと話していくよっていう程度でいいと思うのです。そういうことができる場があるということを、もっと知らせてあげてほしいなと思います。

(アンケート資料の配付)

長谷川教育長 今御手元に県が行ったアンケート調査の調査票が配られましたけれども、この調査によってヤングケアラーに該当する子どもたちが洗い出せる調査ではないということを理解しておかなくてはいけない。この調査で、学校や家庭のことについて学校の先生に相談を希望しますかというアンケート内容がここにあるのですけども、そこで希望するとした子どもたちだけの結果は、学校に入ってくる。ですから全ての状況を把握できるかっていうと、その辺は無理だということは理解しておいて

いただけたらと思います。また、先ほど中村教育委員が、家庭の状況に踏み込んでいくことが難しいという話がありました。学校もヤングケアラーの把握、発見について随分期待されていると思いますが、学校現場も難しい現状がある。なぜかというと家庭のことについて調査をすることが個人情報じゃないかということで難しい実態もある。昔は毎年、家庭環境調査表があり、各家庭に配り家庭の構成員であるとか、勤務先とか、もし子どもに何かあったときにはどこを第1で連絡してくれとか、そういった個人情報を学校が所有し、それを使い家庭と連携をしてきましたが、今はそれが難しいということで各学校はやっていません。だから、学校も子どもたちの家庭背景を十分理解出来ていない状況があるということは知っておかなくてはいけない。そのために家庭児童相談員とか、連絡会を持ちながらできるだけその地域や家庭の状況に耳を傾けている実態があります。

藤田市長 ありがとうございます。なかなか奥が深く幅も広いため、実態を確認することも、どこまで可能なのかという問題もあり、そこをどうやって解決するかっていう面においても、多面的なサポートとか、いろんな機能が必要になってくると思います。これを頑張ったら大丈夫ってことはないので、それぞれ関係する方もたくさんいらっしゃり、その関係していただいている皆さん方が、少しずつヤングケアラーを頭に入れる中で、子どもたちに接してもらったり、話を聞けるチャンスを生かしたりというそういう小さいことの積み重ねで全体として、少し前に行けばいいかなと、思っております。

(4) その他

- 藤田市長 ほかに何か御意見ございませんか。ないようでしたら、これについて、2回目、3回目があれば、その辺りの流れの説明があればお願いしたいと思います。
- 和西企画部長 ヤングケアラーの定義についての共有、それから、どのように 発見というか、そういう方々を気づくかというような課題等をいただき ました。また、10月から11月にかけてこのアンケート調査の結果が、 どのような形で公表されるかまだちょっとわからないのですが、結果を

見ながら次回開催させていただければと思います。話を整理いたしますと、10 月から 11 月にかけての結果を受けて、どのようなお考えを皆様がお持ちかというのは、提示させていただくとともに今日いただいた課題について事務局、福祉部、教育委員会と課題をちょっと整理して、また、皆様の協議ができるような資料を作り開催させていただければと思います。次回の開催につきまして早くても、11 月になるかなというふうに今のところ思っておりますので、また、そのときは、調整させていただきます。よろしくお願いいたします。

藤田市長 あとちょっと付け加えるとしたら、これはまだあくまで予定なので、 変動があるっていうことでお聞きいただけたらと思います。今日が1回 目ヤングケアラーとはで2回目が、アンケート結果を踏まえた具体的な 事ことについての議論、そして3回目がそれを受けて市として、市全体 としての対応の方向性を出して、それについてまた最終的な皆さんの御 意見をちょうだいする場というのが、今、ある程度想定をされています。 それをできればこの年度内に来年の3月まで、今回を含めて3回、でき ればいいかなという、大ざっぱな予定は今でおりますけど、まだちょっ と流動的なことも出てくれば、また御相談をしながら進めていきたいと 思っております。今のところ、今日のこのヤングケアラーの議題につい ては、ほかに御意見等ございませんか。よろしいですか。はい、では貴 重な御意見をお出しいただいてありがとうございます。では次4のその 他の項で、全体を通して何でも結構でございますけれども、何か御意見 等ございましたらお願いいたします。よろしいですかね。はい、ではな いようでございますので本日予定しておりました協議事項は全て終了い たしまして、御協力ありがとうございます。事務局、お願いいたします。

和西企画部長 先ほど申しましたとおり、2回目を年内、それから3回目、市 長のほうからありましたが、年度内に開き、何らかの方策は、この会議 の場で協議が出来たらというふうに考えております。またその際はよろ しくお願いいたします。本日ありがとうございました。

午後2時45分 散会